

令和5年度第2回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議結果概要

開催日時	令和6年(2024年)3月21 日(木)10時00分から 11時25分まで
開催場所	鎌倉市役所本庁舎2階 全員協議会室
出席者	〔委員〕 ○9名出席(欠席者1名) 〔事務局〕 ○8名出席(代理出席1名、臨時出席2名) 以上 17名出席 「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿」を参照 〔傍聴者〕 なし
配布資料	【配付資料】 ・ 資料 1 鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 ・ 資料 2 令和 5 年度第 1 回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会会議結果概要 ・ 資料 3－1 障害者差別解消法の周知啓発に向けた取組 ・ 資料 3－2 会報かまくら 3 月号抜粋 ・ 資料 3－3 広報かまくら 2 月号抜粋 ・ 資料 3－4 現行 HP (差別解消法) ・ 資料 4－1 つなぐ窓口 (チラシ) ・ 資料 4－2 障害を理由とする差別に関する相談内容連絡票
会議概要	1 開会 (1) 協議会の趣旨及び運営について次のとおり説明。 ア 差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、本協議会を開催する。 イ 「鎌倉市審議会等に関する指針」に基づき、会議は原則公開となるが、個人情報を含む審議、意見交換、懇談等を行うときは、非公開とする。今回の協議会で扱う内容については、個人情報を含む内容がないため、公開とする。 ウ 令和5年度第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会会議結果概要について、市 HP での公開を予定している。 2 議題 (1) 令和5年度第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会について ア 事務局から、資料 2 に基づき説明。内容の確認をし、誤り等がなければ内部決裁後に市 HP 公開する。 【委員からの主な意見、質問等】 (委員)

会議概要 (続き)	資料2の3ページの文言で、「支援学級」とあるが「支援学校」の誤り。 (事務局) 修正する。 (委員) 5ページに事例が書かれているが、個人や該当事業所が特定されてしまうのではないか。 (委員) 個人の特定には至らないと思う。よくある事例ではあるので、非公開とする必要はないと考えられる。 (2) 障害者差別解消法の周知啓発に向けた取組について ア 会報かまくら3月号に障害者差別解消法に関する記事を掲載したことを報告。 イ 観光協会総会での障害者差別解消法に関するリーフレット配付を予定していることを報告。 ウ 市HPや広報かまくら、市SNSへの障害者差別解消法に関する記事掲載状況について報告。 【委員からの主な意見、質問等】 (委員) 広報かまくらや会報かまくらの文字はどのくらいの大きさなのか。 (事務局) 広報かまくらの文字のポイント数について回答する。紙面により異なるが、平均的には10.5ポイント。今後、内容によるが大きくできないかは働きかけたい。 (委員) 目が悪い人にとって読みやすい文字の大きさは12ポイント。 (委員) 広報かまくら(令和6年2月号6面)には障害福祉課の連絡先が記載されているが、何か問い合わせ等があったか。 (事務局) 現段階ではない。掲載したのが2月号ということもあり、これから問い合わせ等が来る可能性はある。 (委員) 小学校で、障害者差別解消法に係るリーフレットを配布するのは周知啓発に有効と考えられる。 (事務局) 会報かまくらは、表現や言葉をもっと分かりやすいものにしたかったが、資料3-2のとおりとなった。 (委員) 小学校に表現について聞いてみるのはどうか。 (委員)
----------------------	---

会議概要 (続き)	育成会連合会が作成している障害の理解啓発リーフレットが分かりやすい。今度参考に、障害福祉課に持っていく。 (委員) 障害者差別解消法はもともと英語を訳したものである。そのため、「合理的配慮」を「合理的調整」の方が表現として正しいと言っているところもある。 (委員) 発達支援サポーター養成講座を修了しているが、その講座の中で、フェンスと踏み台の絵を使って説明していた場面があった(「平等と公平」の絵)。発達支援室にはこういう分かりやすい資料があると思う。 (事務局) 困っている人を助けることが配慮だと感じる。リーフレットを読むだけではなく、生活の中で実体験を重ねていくことでインクルーシブ教育になる。 (委員) アメリカで生活していたことがあったが、アメリカでは駐車場にハンディキャップの人専用の場所があったり、パーティーに行くとハンディキャップのある人がたくさんいたり、交流している印象。日本は言葉ばかりかなと感じる。 (委員長) 日本も身障者用の優先駐車場があるが、まだまだ障害者などに配慮が足りていないと感じる。 (委員) 障害者マークは百円ショップなどでも購入でき、ありきたりなものとなってしまっている。 (委員) 周知啓発について、アンバサダーを活用するのはどうか。アンバサダーに任命されたら、意識的に周知啓発活動をしてくれると思う。 (委員) アンバサダーがお店を訪問する等、活動の様子をおさめた写真を広報等に掲載するのも良いと思う。 (委員) アンバサダーは委員から選定したり、募集したりするのも良いだろう。 (事務局) 広報に記事を掲載するだけではないと感じている。相談しながら柔軟に考えていきたい。 (2) 事例報告 ア つなぐ窓口(内閣府が設置した障害者差別に関する相談窓口)について説明。 イ つなぐ窓口から障害福祉課につながれた相談事例について、説明。保育園に通う障害児の保護者からの相談で、保育園で合理的配慮を受けられなかったというような内容である。
----------------------	---

会議概要 (続き)	【委員からの主な意見、質問等】 (委員) 今回の事例は、つなぐ窓口から障害福祉課につながれたということでよいか。 (事務局) ご認識のとおり。 (委員) 自分の子どもに障害がある。運動会の参加について次回は難しいのではないかと 言われたことがある。確かに園の人員配置上の問題など、保育園の事情を鑑みると、そ うなのかもしれない。現実的に双方の希望を叶えるのが困難な世の中だと思う。ただ、つ なぐ窓口に相談することでそういう世の中に対して意見できたのでないか。 (委員) 今回の事例は、親の考え方(園に配慮を差別と感じる)と園の考え方(配慮のつもり)の 擦り合わせが不十分だったことや、本人の自己決定支援不足等の問題もあると思う。同 様の問題は行事に限らず発生していると思う。双方が、思いを伝えやすい環境作りが大 切だと思う。 (3) その他 ア 委員の任期は来年度も継続となる。 (会長) 令和5年度第2回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会を終了する。 以上
----------------------	--